

○津山圏域衛生処理組合会計規則

平成26年9月1日

津山圏域衛生処理組合規則第3号

改正 平成28年12月1日規則第2号

令和3年4月1日規則第1号

(目的)

第1条 津山圏域衛生処理組合の金銭会計については、法令その他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(準用)

第2条 金銭会計については、津山市会計規則（平成5年津山市規則第12号。以下「市規則」という。）を準用する。この場合において、市規則別表第1の摘要については、次のとおりとする。

設置箇所	出納員	取扱事務
事務局	事務局次長	津山圏域衛生処理組合において取扱う負担金その他の収入金の収納事務

(準用規則中の様式)

第3条 前条の場合において、前条において準用する津山市会計規則に規定する各様式については、前条の規定にかかわらず、管理者が別に定めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年12月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。